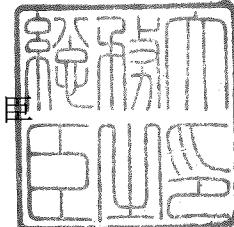


總行行第57号
總行市第51号
平成23年5月2日

各都道府県知事 殿

総務大臣



地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号。以下「改正法」という。）は、平成23年5月2日に公布され、下記第6に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれでは、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、改正法の施行に伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）についても、改正法の当該規定の施行の日（改正法の公布の日から起算して3月又は1年を超えない範囲内において政令で定める日）までに所要の改正を行うこととしており、施行令に係る留意事項については、別途通知する予定です。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 議会制度の充実に関する事項

1 議員定数の上限数の制限の廃止に関する事項

地方公共団体の議会の議員の定数について、人口段階別の上限数に係る制限を廃止するものとされたこと。（改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第90条第2項及び第91条第2項等関係）

2 議決事件の範囲の拡大に関する事項

法定受託事務に係る事件についても、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除き、条例で議会の議決事件として定めることができるものとされたこと。（法第96条第2項関係）

第2 行政機関等の共同設置に関する事項

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、議会の事務局若しくはその内部組織、行政機関、普通地方公共団体の長の内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織又は普通地方公共団体の議会の事務を補助する職員を置くことができるものとされたこと。（法第252条の7関係）

第3 全部事務組合等の廃止に関する事項

- 1 全部事務組合を廃止するものとされたこと。（旧法第3編第3章第4節関係）
- 2 役場事務組合を廃止するものとされたこと。（旧法第3編第3章第5節関係）
- 3 地方開発事業団を廃止するものとされたこと。（旧法第3編第5章関係）

第4 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

- 1 市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと。（旧法第2条第4項関係）

なお、改正法の施行後も、法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。

- 2 内部組織の設置及びその分掌する事務に関する条例を制定し又は改廃した場合について、総務大臣又は都道府県知事への届出を要しないものとされたこと。（旧法第158条第3項関係）
- 3 予算について、総務大臣又は都道府県知事への報告を要しないものとされたこと。（法第219条第2項関係）
- 4 決算について、総務大臣又は都道府県知事への報告を要しないものとされたこと。（法第233条第6項関係）
- 5 条例を制定し又は改廃した場合について、総務大臣又は都道府県知事への報告を要しないものとされたこと。（旧法第252条の17の11関係）
- 6 広域連合が広域計画を作成した場合について、当該広域計画の当該広域連合を組織する地方公共団体の長への送付、公表及び総務大臣又は都道府県知事への提出を要しないものとされたこと。（旧法第291条の7第3項関係）
- 7 財産区の財産又は公の施設を処分又は廃止する場合について、都道府県知事への同意を要する協議を要しないものとされたこと。（旧法第296条の5第2項関係）
- 8 財産区住民に対する不均一の課税又は使用料等の徴収をする場合について、都道府県知事への同意を要する協議を要しないものとされたこと。（旧法第296条の5第5項関係）

第5 直接請求に関する事項

- 1 直接請求の代表者の資格制限に関する事項

選挙権を有する者のうち公職選挙法（昭和25年法律第100号）第27条第1項の規定により選挙人名簿に表示をされている者、同法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者及び請求に係る普通地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員である者は、直接請求の代表者となり、又は代表者であることができないものとされたこと。（法第74条第6項、第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項等関係）

なお、改正法の施行前は、投票を伴う直接請求の投票手続について、公職選挙法の準用により公務員は直接請求の代表者となることができないとされていたが、改正法の施行後は、投票手続においても、請求に係る普通地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員である者を除き、公務員は直接請求の代表者となることができるものであること。

ただし、公務員の政治的行為の制限の観点から、一般職の国家公務員については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第102条及び人事院規則14-7（政治的行為）の規定、また、一般職の地方公務員については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第36条の規定に留意する必要があること。また、特別職の国家公務員及び特別職の地方公務員については、一般的にその政治的行為について制限がないが、その職務の遂行上政治的中立を要請される公務員については、特に法令上政治運動が制限されているものがあること。

また、改正法の施行後の直接請求の代表者の資格制限については、投票を伴う直接請求に限らず、投票を伴わない直接請求についても同様の取扱いとされたこと。

2 署名に関する罰則の追加に関する事項

直接請求の請求者の署名に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員が、その地位を利用して署名運動をしたときは、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処するものとされたこと。（法第74条の4第5項、第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項等関係）

第6 施行期日等

改正法は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。ただし、第1の2に関する規定については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。（改正法附則第1条関係）

第7 改正法の経過措置に関する事項

1 改正後の法（以下「新法」という。）第74条第6項（新法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（これ

らの規定を新法第291条の6第1項において準用する場合を含む。) 並びに第291条の6第1項及び第5項において準用する場合を含む。) の規定は、改正法の施行の際現に旧法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項 (これらの規定を旧法第291条の6第1項において準用する場合を含む。) 並びに第291条の6第2項の代表者である者については、適用しないものとされたこと (改正法附則第2条関係)。

- 2 改正法の施行の際現に設けられている全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団については、なお従前の例によるものとされたこと (改正法附則第3条関係)。
- 3 改正法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとされたこと (改正法附則第4条関係)。